

公告

下記のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び香美市契約規則（平成18年香美市規則第53号）第5条の規定により公告します。

令和8年6月24日

香美市長 依光 晃一郎

記

第1 入札に付する個別事項

1 業務名	令和7年度（繰越）災害用備蓄物資購入事業
2 業務場所	香美市立大栃小学校他8ヵ所
3 業務概要	地域未来交付金事業を用いて災害用備蓄物資の整備を行う。
4 委託期間又は 完了期限	令和9年3月31日（水）
5 予定価格	事後公表
6 最低制限価格	設定しない
7 落札方式	価格競争
8 審査方法	事後審査方式 入札参加資格の審査は、開札後（再度入札を行った場合は、その開札後。）にその入札を保留したうえで、落札候補者のみに必要な追加書類の提出を求めて行う。

第2 入札参加資格の個別要件

この業務の入札に参加できる者は、第4に定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たすこと。

1 令和8年度香美市物品 等入札参加資格	業種	消防・防災・保安関連
2 施行実績	同種業務の施行実績を有すること。 過去10年間で高知県内の自治体に対して、簡易ベット・災害用トイレ・災害用発電機を納入した実績があること。（金額や数量は問わない。同時である必要はない。）	

第3 入札日程等に関する事項

1 設計図書閲覧期間	令和8年6月24日（水）8時00分から 令和8年7月15日（水）17時00分まで 入札情報システムに掲載する方法により閲覧に供する。
------------	--

2	申請期間及び提出場所	令和8年6月24日（水）から令和8年7月10日（金）まで 提出場所 香美市入札契約情報ポータルサイト https://www.krafas.com/city-kami-kouchi/	
3	申請取下期限	令和8年7月15日（水）17時まで	
4	入札日時及び場所	令和8年7月16日（木）13時30分から 順次香美市役所本庁舎3階会議室にて開札する。 ただし、入札時刻前であっても入札参加者が揃い次第入札を開始する場合がある。	
5	質疑の受付期限	令和8年7月10日（金）16時00分まで 設計図書の内容について質疑がある場合は、電子メールにより質疑書の電子ファイルを提出すること。 様式は任意とするが、Word文書形式又はExcelブック形式の電子ファイルとする。 なお、PDF形式の電子ファイルに変換された質疑書による質疑、電子メールの本文に記載した質疑、FAX、電話その他電子メール以外の方法による質疑は受け付けない。	
6	質疑の回答期限	令和8年7月15日（水）16時00分まで	
7	入札保証金	免除	
8	契約保証金 （落札者のみ）	免除する。	
9	追加書類の提出期限 （落札者のみ）	令和8年7月17日（金）17時00分まで なお、再度入札の際は、落札候補者となった旨の通知を受けた日から起算して3日目の16時まで（いずれの日も閉庁日を除く。）。	
10	追加書類の提出先 （落札者のみ）	香美市入札契約情報ポータルサイト https://www.krafas.com/city-kami-kouchi/	
11	追加書類の提出一覧 （落札者のみ）	同種工事（業務）の施工（行）実績（様式第2号）及びこれを証する資料	必要
12	契約条項を示す場所	〒782-8501 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2-1 香美市役所 財政課	
13	仮契約締結期限	落札決定日から起算して7日以内	
14	市議会の議決	要	

第4 入札参加資格の共通要件

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- 2 この公告の日から開札日までの間に、香美市から指名停止措置（指名回避を含む。）を受けていないこと。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。（会社更生手続又は再生手続の開始決定後に入札参加資格の再審査を受けた場合を除く。）
- 4 香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成25年香美市規則第5号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。
- 5 他の入札参加者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

第5 入札参加の方法等

この業務の入札に参加しようとする者は、以下により、入札参加資格確認申請を行わなければならない。

1 制限付一般競争入札参加資格確認申請書について

当該業務の入札に参加しようとする者は、次の受付期間内に制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。申請書を提出していない場合は、入札に参加することができない。

2 申請書提出方法

申請書の提出にあたっては、第3に定める期間内に香美市入札契約情報ポータルサイトにより行うものとする。

3 申請書の取下について

第3に定める期間内に、入札参加資格確認申請取下げ書（様式第4号）を提出すること。

提出にあたっては、第3に定める期間内に香美市入札契約情報ポータルサイトにより行うものとする。

第6 入札参加資格の喪失

申請受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、この業務の入札に参加することができない。

- 1 第2及び第4の入札参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- 2 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

第7 入札方法等

1 郵送による入札は、認めない。

2 入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。

3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第8 入札の無効

香美市契約規則第20条又は香美市競争入札心得（令和7年香美市告示第176号）第10条に該当する入札は、無効とする。

第9 落札候補者の決定方法

1 開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低価格の入札者を落札候補者として決定する。

2 落札決定は、開札後、落札候補者に係る入札参加資格の審査を終えるまで一旦保留する。この際、入札参加者に対して保留の旨を通知する。

3 落札候補者は、第3の11に定める提出期限までに、第3の13に定める追加書類（以下「追加書類」という。）を第3の12に定める提出先に提出すること。

4 落札候補者から提出された申請書及び追加書類の審査を行った結果、入札参加資格を有すると認められた場合には、当該落札候補者を落札者として決定する。なお、入札参加資格を有すると認められなかった場合又は第3の2若しくは9に定める提出期限までに申請書若しくは追加書類の提出がない場合は、当該落札候補者を失格としたうえで、次順位者から追加書類の提出を求め、審査を行い、これによっても落札とならない場合は、決定するまで、順に同様の手続を行う。

- 5 落札候補者となるべき者が2者以上あるときは、くじにより、落札候補者を決定する。

第10 落札候補者の提出する追加資料の詳細について

- 1 同種工事(業務)の施工(行)実績(様式第2号)及びこれを証する資料
 - (1) 企業としての同種業務の施行実績を記載すること。
 - (2) 挙証資料として、契約書、設計書及び仕様書の写しを添付すること。
 - (3) 香美市発注の業務については挙証資料の添付を必要としない。

第11 その他

- 1 第2及び第4の入札参加資格確認申請を行った者が無い等、入札参加者が無くなった場合には、入札を行わない。ただし、入札参加資格確認申請を行った者が1者でもあり、当該入札参加者が入札を辞退し、又は入札参加資格を喪失しない限りは、入札を行う。
- 2 当該業務の申請書を受理されなかった者は、当該入札に参加できない。
- 3 入札執行回数は、3回とする。
- 4 入札参加者は、あらかじめ入札心得を承知すること。
- 5 提出書類に虚偽の記載がある場合は、契約を解除するとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- 6 この契約において、談合等の不正行為により本市が被った金銭的損害の賠償については、賠償額の予定に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。
- 7 当該業務にかかる業務請負契約が、市議会の議決を要するものである場合は、落札者との仮契約の締結後において、市議会の議決を経て本契約とするものとし、その旨を別途通知する。